がん検診に関する検討会

平成19年6月26日

資料6

資料6:平成20年度以降の各種保健事業について

## 平成20年度以降の各健康増進事業実施者による健康診査について

O ~ 2 歳	<ul> <li>○母子保健法         <ul> <li>(目的) 乳児及び幼児の健康の保持及び増進</li> <li>(健診対象)満1歳半を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児 / 乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者)</li> </ul> </li> </ul>					
3 歳	(実施主体等)市町村[義務/努力義務]					
4 ~ 15 歳	<ul><li>○学校保健法</li><li>(目的)児童、生徒、学生及び幼児の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること (健診対象)学校に就学させるべき者、児童、生徒、学生及び幼児 (実施主体等)市町村教育委員会(学校に就学させるべき者)[義務]、学校(児童、生徒、学生及び幼児)[義務]</li></ul>					
16 ~ 39 歳	○医療保険各法(健康保険法、国民健康保険法等) (目的)被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象)被保険者・被扶養者 (実施主体等)保険者 [努力義務]	○労働安全衛生法 (目的)労働者の安全と健康 の確保 (健診対象)労働者 (実施主体等)事業者 [義務 /努力義務]	○学校保健法 (目的)職員の健康 の保持増進 (健診対象)学校の 職員 (実施主体等)学校		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○母子保健法 (目的) 母性の 建康の保持及び 増進 (健診対象) 妊 産婦(妊娠中又
40 ~ 64 歳	○高齢者医療確保法 (目的)被保険者・被扶養者の健康の 保持増進 (健診対象)被保険者・被扶養者 (実施主体等)保険者 [義務]		の設置者[義務]	〇健康増進法   (目的) 国民の健康の増     進   (健診対象) 住民   (実施主体等) 市町村     「努力義務]	ī	は出産後一年以 内の女子) (実施主体等) 市町村 [努力義 務]
65 歳 ~ 74 歳	○医療保険各法(目的)被保険者・被扶養者の健康の保持増進(健診対象)被保険者・被扶養者(実施主体等)保険者[努力義務]			注:歯周疾患検診、骨粗 鬆症検診、がん検診等 を法第19条の2に基づ く省令に規定した場合		○介護保険法 (目的)被保険 者の要介護状 態等となるこ との予防等
75 歳 s	○高齢者医療確保法 (目的)被保険者の健康の保持増進 (健診対象)被保険者 (実施主体等)後期高齢者医療広域連 合[努力義務]					(健診対象)第 一号被保険者 (介護保険) (実施主体等) 市町村[義務]